

ID 11328

観光施設の心のバリアフリー推進に向けたセミナーを開催

観光庁がバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を認定する「心のバリアフリー認定制度」を推進するためのセミナーを開催します。

詳しくは、■観光課(☎22873)へ。

とき 7月10日(水)、11日(木)

▷第1部=午後1時～4時

▷第2部=午後4時～5時

ところ 伊香保体育館

内容 ▷第1部=「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定要件である「年1回以上の従業員教育」の代わりとなるセミナーを開催

▷第2部=認定申請書の記載方法や申請方法、申請のポイントを説明

※各日とも同一内容です

対象 市内の宿泊施設関係者

定員 各回100人程度

参加料 無料

申込方法 参加申込書(観光課または市ホームページにあります)に記入の上、ファクス(☎22132)またはメール(kankou@city.shibukawa.gunma.jp)で申し込んでください

申込期限 6月21日(金)



ID 1160

6月23日～29日は男女共同参画週間です

平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されたことを踏まえ、国は毎年6月23日～29日を「男女共同参画週間」としています。

令和6年度の「男女共同参画週間」のキャッチフレーズは、「だれもがどれも選べる社会に」です。

詳しくは、☎政策戦略課(☎258419)へ。

<男女共同参画社会とは>

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。少子高齢化をはじめとした社会情勢の急速な変化に対応していく上でも、男女共同参画社会の実現は、重要な課題とされています。



<渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例>

「男」と「女」という2つだけの軸で語られがちな男女共同参画の推進について、性別等、年齢、障害の有無、国籍、文化的背景などといった一人一人の違いを尊重する視点を加え、真に男女共同参画社会の実現を目指すため、「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定し、令和6年4月1日から施行しました。

また、平成21年度から「渋川市男女共同参画計画」に基づき各種施策を推進しており、多様な性を理解するリーフレットの発行や各種講座の実施など、意識改革のためのさまざまな啓発活動を積極的に行っています。

<男女共同参画社会の実現のために>

男女共同参画社会の実現のためには、「女だから」、「男だから」という性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消が必要です。性別に関わらず、一人一人の「らしさ」を尊重し、多様な選択を認め、互いに支え合い、生き生きと生活できる未来に向け、身近にあるさまざまな関係性について、この機会に考えてみましょう。



ID 11350

第一回保育の仕事合同就職説明会を開催します

保育の仕事に就くことを希望する人を対象に、市内の保育所や幼稚園などによる合同就職説明会を開催します。

詳しくは、☎こども支援課(☎22415)へ。

とき 6月30日(日)午後1時30分～3時30分

ところ 市役所第二庁舎

対象 ①指定保育士養成施設の学生

②潜在保育士など

③現役保育士など

参加施設 市保育人材バンクの求人登録施設

応募方法 メール本文に参加者の氏名を入力し、こども支援課へメール(hoikuyouchien@city.shibukawa.gunma.jp)で応募

応募期間 6月1日～27日(木)



ID 11356

児童手当「現況届」を提出してください

児童手当・特例給付受給者に求めている現況届の提出は、令和4年度から原則不要になりました。提出が必要な人には、6月中に現況届を送付しますので、こども支援課へ提出してください。

詳しくは、☎こども支援課(☎22415)へ。

<現況届の提出が必要な人>

▷配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が渋川市と異なる人

▷受給者と児童の住民票上の住所が別になっている人または児童の戸籍や住民票がない人

▷離婚協議中であり、配偶者と住民票上の住所が別になっている人

▷受給者が児童の入所施設・里親または未成年後見人

▷その他、市から提出の案内があった人

<過去に所得上限限度額を超過した人へ>

児童手当・特例給付の所得要件に、「所得上限限度額」が設けられています。令和5年度に、所得上限限度額を超過した場合は、令和5年10月支給分から、受給資格が消滅しています。受給資格の消滅後、受給者の所得が所得上限限度額を下回った場合には、改めて認定請求書の提出が必要となりますので注意してください。

<児童手当の制度改正について>

令和6年10月分から所得制限の撤廃などの制度改正が行われます。変更内容や必要な手続きは8月下旬ごろに改めてお知らせします。



ID 423

渋川市障害福祉プランを策定しました

市は、渋川市障害福祉プラン(「第6期渋川市障害者計画」、「第7期渋川市障害福祉計画」、「第3期渋川市障害児福祉計画」)を策定しました。このプランは、『すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現』を基本理念に掲げ、障害のある人もない人も、等しく住みやすい街づ

くりを進めるために策定したものです。

詳しくは、☎地域包括ケア課(☎22359)へ。



計画の内容 「障害者計画」は、障害者施策の基本的事項を定めています。「障害福祉計画(障害児福祉計画)」は、障害福祉サービスなどの提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定めています

※計画の内容は、市ホームページに掲載しています



ID 5633

生涯学習推進指導者養成講座の受講生を募集します

市民の皆さんの生涯学習活動の活性化による地域づくりを推進しています。皆さんのさまざまな学習活動を「ふるさと渋川を愛する人づくり」につなげて、活力ある地域にしていけるために、地域の生涯学習活動をコーディネートする指導者養成講座を開講します。

詳しくは、**生涯学習課**（☎2500）へ。

とき・ところ・内容 別表2のとおり

対象 市内在住・在勤の人
定員 15人(抽選)

参加料 無料
申込方法 所定の申込書(生涯学習課、各公民館または市ホームページにあります)に必要事項を記入し、生涯学習課へ
申込期限 7月1日(月)



▲昨年の様子

(別表2) 講座日程と内容

回	とき	ところ	内容
1	7月23日(火)	市役所第二庁舎	そもそも生涯学習って何だろう？ (生涯学習の基礎知識)
2	8月21日(水)		社会教育の役割って何？ (社会教育の基礎知識)
3	9月25日(水)		地域活動拠点としての公民館などの社会教育施設について学ぼう (社会教育施設の役割と課題)
4	10月23日(水)		他市町村の生涯学習活動から学ぼう (実践事例研究)
5	11月2日(土)	市民会館	渋川市で取り組む事業「しぶかわ市民まなびの日」を見学して、地域でつくる事業を学ぼう (レポート提出)
6	1月22日(水)	市役所第二庁舎	みんなで1年を振り返りながら意見交換をしよう (座談会)

※時間は午後2時～3時30分(第5回を除く)

※都合により日時や会場が変更になる場合は、受講生に事前連絡します



ID 9678

市営住宅などの入居者を募集します

市営住宅などの入居者を別表3のとおり募集しています。

入居には、それぞれ収入制限などの入居要件があります。

詳しくは、**建築住宅課**（☎2072）へ。

受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)

申込み・問合せ先 電話で建築住宅課へ
その他 県は、6月1日～

15日(土)にかけて県営住宅の定期募集を行います。詳しくは、県住宅供給公社（☎027-223-5811）に問い合わせてください



▲伊香保竹子団地



▲赤城西原団地

(別表3) 市営住宅などの入居者募集物件一覧

市営住宅	所在地	募集戸数
伊香保竹子団地	伊香保町伊香保524-150	4
特定公共賃貸住宅	所在地	募集戸数
赤城西原団地	赤城町津久田209-10	2



ID 11299

市内から東京圏の大学等に通学する大学生などの通学定期代金の支援

大学生などとその保護者の経済的負担を軽減し、市民の定住促進を図るため、列車を利用して東京圏(東京都、神奈川県、千葉県)の大学等に通学する大学生などに補助金を交付します。

詳しくは、**市民協働推進課**（☎2401）へ。

対象 次の全てを満たす人

- ▷市内在住の人
- ▷東日本旅客鉄道株式会社等が運行する列車の通学定期券を利用して通学する大学生などの保護者(または本人)
- ▷市税の滞納がない人
- ▷通学定期券の購入に要する経費に対して他の補助金の交付を受けていない人

対象期間 東京圏の大学などに通学を開始した日の属する月から学校教育法が定める修業年限以内まで

対象経費 補助対象期間で、列車の通学定期券購入に要した経費

対象経路 市内に所在する駅を出発点とし、東京圏の大学などに通学する経路

※補助対象期間において必ずしも同一区間であることを要しません。ただし、その経路は、通学経路として通常利用すると考えられることとします

補助額 一会計年度につき、次の金額を上限とし、それ以下の場合100円未満切り捨て

▷新幹線などの利用がある場合＝1万円/月(12万円/年)

▷新幹線などの利用がない場合＝5千円/月(6万円/年)

申請方法 定期券購入後1年以内に所定の申請書(市ホームページにあります)に、必要書類を添えて市民協働推進課へ

その他 詳細は、市ホームページまたは市民協働推進課へ



ID 11271

選挙に関するアンケートにご協力ください

選挙において全国的に問題となっている低投票率について、効果的な対策を検討するため、皆さんの意見を聴かせてください。

詳しくは、市選挙管理委員会（☎総務課内・☎2112）へ。

回答期間 6月1日～30日(日)

回答方法 次のいずれかで回答してください

①下の2次元コードから「ぐんま電子申請システム」にアクセスして、アンケートに回答



▲ぐんま電子申請システムはこちら



②本庁舎、第二庁舎、各行政センター、各公民館に設置するアンケート用紙で回答(閉庁時は除く)

渋川市長選挙の投票率の推移 (単位：%)



渋川市議会議員選挙の投票率の推移 (単位：%)



ID 8191

令和5年度公文書・歴史的公文書の管理などの状況

令和5年度における公文書と歴史的公文書の管理などの状況を公表します。

詳しくは、**総務課**(☎22112)へ。

〈公文書とは〉

職員が職務上で作成したり、取得した文書であって、組織で業務上必要なものとして利用・保存しているものです。

〈歴史的公文書とは〉

保存期間が満了した公文書のうち、歴史的価値があるものとして、原則永久的に保存しているものです。
※歴史的公文書は、利用請求を行

うことができますので、希望する人は、総務課へ申請してください
※申請方法など詳しくは、市ホームページまたは総務課へ公表結果 別表1のとおり



(別表1) 令和5年度公文書などの公表結果

令和5年度末の公文書の保有状況		59,762冊
令和4年度に保存期間が満了した公文書の状況	廃棄	5,422冊
	保存期間の延長	111冊
	歴史的公文書として管理	806冊
歴史的公文書として管理している目録の件数		15,136件



ID 3621/3628

令和5年度情報公開制度と個人情報保護制度の実施状況

令和5年度の情報公開と個人情報開示の実施状況などをお知らせします。

詳しくは、**総務課**(☎22112)へ。

〈実施状況〉

令和5年度の情報公開の請求件数は、85件(前年度102件)でした。

また、個人情報開示の請求件数は、5件(前年度11件)でした。

〈情報公開制度とは〉

市が保有している行政情報について、皆さんが公開を求める権利を保障し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的とした制度です。

〈個人情報保護制度とは〉

市が保有する個人情報の取り扱い方法を定め、皆さんの個人情報を保護しています。また、自分の情報の開示などを求める権利を保障し、開かれた市政の実現を図るための制度です。

ID 11252

渋川市北上野農業振興館の利活用事業者を募集します

地域の活性化や産業振興、雇用の創出を目的として、市有施設を有効に活用するため、対象施設の利活用事業者を募集します。

詳しくは、**農政課**(☎22593)へ。

対象施設 市北上野農業振興館

▷住所=赤城町北上野287-1

▷建物敷地=576.81㎡

▷床面積=204.54㎡

募集期間 6月10日(月)～7月8日(月)

申込方法 所定の応募申込書を記入の上、必要書類を添えて、直接農政課へ持参してください

その他 募集条件などの詳細は、市ホームページへ



▲北上野農業振興館

ID 1019

5月20日に下境さんが教育長に就任しました

5月19日で、中沢守教育長が任期満了により退任し、5月20日に、下境一浩さん(前橋市)が教育長に就任しました。任期は3年です。

また、5月20日に教育委員会が開催され、教育長職務代理者に岩崎恵子さん(村上)が指名されました。

また、任期満了により退任した鳥山サカ江さんの後任として、須田公恵さん(渋川)が教育委員に任命されました。

詳しくは、**教育総務課**(☎22076)へ。



▲下境 一浩さん

唐澤剣也選手が世界パラ陸上で銅メダル獲得

本市(小野上地区)出身のパラアスリート唐澤剣也さん(SUBARU陸上競技部)が、5月17日～25日に開催された神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会に出場し、男子5,000m(視覚障がいT11)で銅メダルを獲得しました。

唐澤選手は、東京2020パラリンピックの同競技において銀メダルを獲得しており、8月末に開催されるパリ2024パラリンピックへの出場が期待されています。

詳しくは、**広報室**(☎22182)へ。



▲唐澤 剣也選手 (中央)

汚水処理事業への取り組みをお知らせします

今年度を実施する汚水処理事業の具体的な取り組みをお知らせします。

詳しくは、**業務課**(☎257143)へ。

■汚水処理事業の取組状況

生活環境の向上のため、汚水処理事業を推進しています。令和5年度末現在、本市の汚水処理人口普及率は、92.17%です。
※汚水処理人口普及率=全人口に対する公共下水道、農業集落排水、個別排水、コミュニティプラントと合併処理浄化槽が利用できる人口の割合
※全国平均92.9%(令和4年度)

■令和6年度下水道工事実施地区

▷金井地区(笠間稲荷神社北、市営住宅金井前原団地南、定住促進住宅金島団地周辺)
▷行幸田地区(市道三国線三国橋南西)
▷有馬地区(高若寺南、南有馬

集会所北)
▷渋川(御蔭)地区(御蔭会館東)
▷八木原地区(八木原会館東)
▷半田地区(半田自治会館南、サントリー渋川工場北)

■新たな供用開始区域

令和5年度の公共下水道の整備で、新たに次の区域で下水道が使用できるようになりました。
▷金井地区(笠間稲荷神社北、市営住宅金井前原団地南、金井浄水場東)
▷有馬地区(高若寺南)
▷渋川(御蔭)地区(御蔭会館東)
▷半田地区(旧道ふれあいセンター北、サントリー渋川工場北)

■供用開始後は早期接続を

下水道法では、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく下水を公共下水道に接続し、くみ取り便所は、3年以内に水洗便所に改造しなければならないと定めています。新たに供用

開始となった区域に住む人は、速やかに排水設備の設置工事をお願いします。なお、排水設備の設置工事は、市指定工事店でなければ工事ができません。必ず指定工事店へ依頼してください。

■水洗便所改造資金貸付制度

市は、水洗便所への改造工事費などに対して無利子の貸付(上限48万円)を行っています。希望する場合は、工事開始前に申請が必要となりますので、業務課に連絡してください。

ホームページID 1260

■受益者負担金

令和6年度から新たに供用開始となった区域の土地所有者には、受益者負担金が賦課されます。6月上旬ごろ納付書を郵送しますので、期限までに納入してください。

第1期納期限 7月1日(月)

ホームページID 1259